

安田火災記念財団ニュース

平成11年10月1日発行

自動車購入助成応募要領決まる

財団の平成11年度社会福祉助成は、既に実施済みの特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を支援する資金助成（3,000万円）のほかに、自動車購入費助成（1,000万円）があります。この度、自動車購入助成の応募要領が、次の通り決定しました。

1. 助成の対象

福祉活動を行う団体のうち、主として障害者の在宅福祉活動を行う団体。

2. 助成金額

自動車購入費 1件100万円まで（総額1,000万円）

3. 応募期間

平成11年12月1日（水）～平成11年12月17日（金）

4. 応募方法

財団所定の申込書に内容記載の上、財団事務局に郵送する。

5. 選考基準

- ① 原則として購入予定自動車の車両購入価額は、助成金額の2倍以下であること。
- ② 法人格の有無を問わないが、NPO 法人、社会福祉法人など法人格取得を目指している団体を優先する。
- ③ 将来展望をもち、先駆的な活動を行っている団体を優先する。

6. 選考

平成12年2月上旬までに選考委員会を開催し、助成先を決定する。助成金は3月中に支払う予定。

特定非営利活動法人の動向

1. 全国的な認証状況

昨年12月施行された特定非営利活動促進法に基づいて新しく誕生した特定非営利活動法人（NPO 法人）は、当初は前評判通りには申請者が殺到せず、成り行きが心配されていましたが、その後順調に認証申請が進んでおり、9月末には700を超える団体が新しく法人格を取得する見込みです。

9月24日現在の速報数字

◎ 申請団体数	1235
◎ 認証団体数	621
◎ 不認証団体	2

なお全都道府県で認証されており、申請件数が多い都道府県の上位は次の通りです。

- ①東京都（申請313件、認証79件）

- ②経済企画庁（申請99件、認証49件）
- ③大阪府（申請91件、認証58件）
- ④神奈川県（申請78件、認証51件）
- ⑤北海道（申請49件、認証34件）
- ⑥福岡県（申請45件、認証15件）

2. 財団助成先の認証状況

当財団が助成した全国各地の100団体も申請作業を進めており、9月末の時点で既に23の団体から法人化を完了したという連絡を受けています。

NPO 法人という全く新しい制度だけに、各団体はもちろん、申請窓口から登記所に至る全ての段階で、それぞれの担当者が手探りで書類の作成、手続、審査を行っている状況ですが、早いところでは申請手続き後2ヶ月の縦覧期間を終了後3日目に認証を受けたケース（鳥取：すてつぷ）もあり、また認証を

受けた当日その足で登記所に駆けつけ、即日に登記を完了したという早業を演じた団体（愛知：ゆいの会）もありました。

めでたく法人格を取得された団体は次の通です。

特定非営利活動法人まごころサービス福島センター（福島県 5月28日申請・8月11日認証）
特定非営利活動法人ゆりの会（茨城県 4月20日申請・7月1日認証）
特定非営利活動法人とちぎボランティア情報ネットワーク（栃木県 4月8日申請・8月9日認証）
特定非営利活動法人緑の風福祉会（旧称わらべ福祉会・埼玉県 5月31日申請・8月10日認証）
特定非営利活動法人あかとんぼ福祉会（千葉県 6月4日申請・9月13日認証）
特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまある（東京都 4月20日申請・9月7日認証）
特定非営利活動法人地域作業所さりさり（神奈川県 5月20日申請・8月30日認証）
特定非営利活動法人カワセミ（神奈川県 4月30日申請・8月18日認証）
特定非営利活動法人たすけあい多摩（神奈川県 5月26日申請・8月31日認証）
特定非営利活動法人さわやか福祉ネットワークぎふ（岐阜県 4月8日申請・8月9日認証）
特定非営利活動法人ワーカーズユープ 夢コープ（静岡県 5月17日申請・9月16日認証）
特定非営利活動法人ゆいの会（旧称：地域たすけあい「ゆいの会」・愛知県 5月14日申請・8月20日認証）
特定非営利活動法人ネットワーク大府（旧称：大府市地域福祉を考える会 ネットワーク大府・愛知県 5月27日申請・9月1日認証）
特定非営利活動法人りんりん（旧称：半田市在宅介護家事援助の会りんりん・愛知県 4月26日申請・7月7日認証）
特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ（旧称：おもいやり介護の会ヒューマンケアつくしんぼ・三重県 4月20日申請・9月1日認証）
特定非営利活動法人さまたま（旧称：SamaSama 設立準備委員会・京都府 5月7日申請・8月4日認証）
特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター（旧称：東九条キリスト者地域活動協議会・京都府 5月31日申請・9月8日認証）

特定非営利活動法人出発のなかまの会（大阪府 4月27日申請・8月9日認証）

特定非営利活動法人陽だまりの会（大阪府 5月2日申請・8月25日認証）

特定非営利活動法人すてっぷ（旧称：自立応援センター STEP・鳥取県 4月1日申請・6月3日認証）

特定非営利活動法人まごころサービス松江センター（島根県 6月1日申請・8月23日認証）

特定非営利活動法人たすけあい佐賀（旧称：たすけあい・さが・佐賀県 4月21日申請・7月1日認証）

特定非営利活動法人コレクティブ（熊本県 4月5日申請・6月26日認証）

3. NPO 法人についての情報収集

財団では NPO 法人に関する情報や資料（都道府県の NPO 法人設立マニュアルほか）を収集しており、関係者からの種々の照会に対応しております。

具体的には定款をはじめとする申請書類の事前チェックや事業内容に関する事項、会員制度のあり方や財産目録に記載する財産の評価方法など種々様々です。

財団で回答できない場合は、他の団体などへ照会して、できるだけ正確な回答をこころみています。しかしながら NPO 法人制度の歴史が新しいだけに、確立した見解を求めることが困難な問題も多いようです。

なお NPO に関するボランティア活動に参加したいという方には、NPO に関する情報や資料の提供のほか、最寄りの活動団体をご紹介いたしますので、事務局までお気軽にご相談下さい。

社会福祉（会議会合）助成決定

非公募の社会福祉（会議会合）助成として、次の2件が選考委員会で承認を得ました。

- ①申請者：日本人形劇セラピー協会
内容：協会設立10周年記念東京公演開催事業
金額：30万円
〔事業内容〕
協会設立10周年を記念して、協会発足のきっかけとなったフランスの人形劇セラ

ピー協会マドレーヌ・リオンス会長を招聘し、今日における芸術療法の持つ意義とその可能性を明らかにする。

- ②申請者：財団法人保健福祉広報協会
内 容：ドイツ介護保険シンポジウム（第26回国際福祉機器展特別企画）
協賛金
金 額：30万円

〔事業内容〕

わが国では公的介護保険の開始を来年に控え、既に開始から4年を経過したドイツ介護保険がどのような状況にあるかを、ドイツから専門家（ドイツ公私福祉連盟事務局長マンフレート・ヴィーナント博士他3名）を講師に招き、その評価と課題を考察するシンポジウムを開催する。

国民負担率に関する シンポジウムの開催

9月27日、国民負担率研究会（主査：田中滋慶大教授）の研究成果を発表する場として、「社会保障制度と国民負担率」に関するシンポジウムを開催いたしました。当日はシンクタンクや官庁、マスコミ、学者など専門家の参加が多く、熱心な討議が交わされました。

日時：平成11年9月27日午後

場所：安田火災本社ビル38階会議室

出席者：

田中滋氏 慶大教授（座長）
大林厚臣氏 慶大助教授
小椋正立氏 法大教授
高山憲之氏 一橋大教授
中井省氏 大蔵省金融財政研究所所長
広井良典氏 千葉大助教授

パネリストからは国民負担率の歴史的使命は終わったのではないかと、との発言もありましたが、国民負担率を規定した財政構造改革法は凍結されているだけで、無視するわけには行かないのが現状です。

このほか国民負担率の分母に国民所得でなく（研究報告書にあるように）GDPを持つてくるべきではないかとの意見も出されましたが、行政サイドが法律の定義を中途で変更することは、国民の間にその意図を巡って無用の混乱を生じさせる恐れがあるので、この

ような研究会で理論的に主張する事が必要であるとの意見もあり、会場に出席されていた小川東大教授（元大蔵次官）からも賛意の表明がありました。

社会保障制度の財源について、今後更に官の役割、民の役割を明確にした上で、それぞれの負担割合を決める必要があるようです。

本研究会の資料は本年度の厚生白書に引用されたほか、朝日新聞の社説にも取り上げられるなど、各方面から注目を集めています。

当日の発表内容は、財団叢書 No.60 として近日中に刊行の予定です。

財団叢書の刊行

国民負担率研究会の研究報告書「社会保障制度と国民負担率」が、財団叢書 No. 59 として刊行されました。

国民負担率に関する財団叢書は次の3冊が既刊で、上記未刊のシンポジウム報告書とあわせると4冊になります。

No.51 国民負担率問題を考える

No.52 シンポジウム「国民負担率問題を考える」

No.59 社会保障制度と国民負担率

ご希望の方は、財団事務局までご連絡ください。

安田火災記念財団賞について

財団では本年度より「安田火災記念財団賞」を設け、社会福祉学術研究論文の表彰を行うこととし、日本社会福祉学会理事、日本地域福祉学会理事、社会事業学校連盟加盟校責任者その他の方々に、対象文献の推薦をお願いしてまいりました。

推薦文献の締め切りは9月末となっており、現在推薦書が到着している最中です。事務局ではこれから文献を整理し、11月に開催予定の審査委員会で、具体的な選考基準等の検討に入り、来年2月の最終審査を経て理事会で入賞者を決定、3月中に発表する予定です。

賞は著書部門と論文部門に分かれ、著書部門は副賞として100万円、論文部門については30万円の研究助成を行うことになっています。

社会福祉基礎構造改革の動向

少子高齢化と長引く不況により、年金、医療、福祉などの社会保障制度は大きな変革を迫られており、各方面で活発な議論が繰り広げられています。その中で、介護保険の陰になって比較的話題になっていないのが「社会福祉の基礎構造改革」でしょう。

(改革の趣旨)

社会福祉の基礎を支えている社会福祉法人、社会福祉協議会、共同募金などを規定している法律が社会福祉事業法です。社会福祉基礎構造改革は、昭和26年に出来たこの法律を中心に関連する法律を、介護保険の導入などにより、今後増大・多様化する社会福祉需要に対応するために、平成12年4月実施を目指して改正しようとするものです。

(改革の内容)

改革の内容は大別すると4つに別れます。

(1) 入所方式の変更(措置から契約へ)

老人ホームなど社会福祉施設への入所は、これまで行政処分により入所先を指定されていましたが(措置制度)、改正案では利用者が契約により任意に入所先を選択出来るようになります(契約制度)。

このような契約システムの導入に伴い、痴呆性高齢者など自己決定が十分でない人に対する権利擁護制度やサービスに対する苦情処理機関を設けるほか、施設利用に際して契約書を取り交すなど利用者の保護を強化します。また施設の過大広告を禁止します。

(2) サービスの質の向上

改正案では優秀な人材の養成・確保、サービスの質の向上を図ることになっています。具体的には、人材養成システムの強化と、サービスの質を評価する第三者機関の育成を図ることになっています。

この場合、官製の評価機関ではなく、NPOを含む複数の民間評価機関の評価の競合が必要なのではないでしょうか。

このほか事業の透明性の確保が求められることとなりますが、情報開示については社団法人や財団法人、NPO法人などは、既に実施しているところです。

(3) 社会福祉事業の充実・活性化

社会福祉事業法では社会福祉事業の範囲を法律で定めています。今回の改正では時代に

即した範囲の拡大を図るとともに、障害者の通所授産施設については社会福祉法人の資格要件の緩和を図ることとしています。これが実現すると、小規模共同作業所の社会福祉法人化が促進するものと予想されます。

このほか社会福祉事業に、社会福祉法人以外の多様な事業主体の参入促進を検討することになっていますが、社会福祉の一般社会化現象を考えると、この点については早急な実現が強く望まれるところです。

(4) 地域福祉の推進

都道府県、市区町村が、それぞれの地域住民との連携を図りながら地域の特性を生かした地域福祉支援計画、地域福祉計画を策定し社会福祉事業の計画的推進を図ることとなっています。

(改革の行方)

わが国にとって社会保障制度の構造改革は避けて通れない事態です。一日も早く安定した制度が出来ることを望む次第ですが、国民の関心が強いだけに、今後ますます政治動向に左右される事でしょう。その為にも私たちは社会福祉事業法を初めとする関係法制を正しく理解する必要があるのではないのでしょうか。

次の方々から寄付金を頂きました。有難うございました。

石川正樹様
中隈美代子・和夫様(故中隈健二様ご遺族)
湯藤哲様
福島龍郎様
宮川昌夫様
梅田立央様
平野浩志様
北村必勝様
田山泰之様
土屋史郎様
花田留美子様

安田火災記念財団ニュース

発行日：平成11年10月1日

発行者：安田火災記念財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話03-3349-3130 ファックス03-3349-3133

<http://www.yasuda.co.jp/foundation/>

<E-mail> fvgp3340@mb.infoweb.ne.jp